

第123回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の新株予約権等に関する事項
事業報告の株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 **名村造船所**

上記事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

事業報告

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

	取締役 (社外取締役を除く)	監査役 (社外監査役を除く)
第1回新株予約権	3名 430個	—
第2回新株予約権	3名 430個	—
第3回新株予約権	3名 435個	—
第4回新株予約権	3名 435個	—
第5回新株予約権	3名 520個	—
第6回新株予約権	4名 340個	—
第7回新株予約権	4名 360個	—
第8回新株予約権	5名 405個	—
第9回新株予約権	5名 405個	—
第10回新株予約権	5名 405個	—
第11回新株予約権	6名 470個	1名 20個
第12回新株予約権	6名 600個	1名 20個
第13回新株予約権	5名 560個	2名 40個
第14回新株予約権	6名 600個	2名 40個

(注) 2012年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第6回、第8回、第9回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役執行役員分として交付された新株予約権それぞれ20個、50個、50個、60個、70個、85個、80個、80個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	2008年12月19日	2009年1月21日	430個	普通株式 43,000株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	2009年1月22日から 2039年1月21日まで
第2回新株予約権	2009年12月18日	2010年1月21日	430個	普通株式 43,000株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	2010年1月22日から 2040年1月21日まで
第3回新株予約権	2010年12月17日	2011年1月21日	435個	普通株式 43,500株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	2011年1月22日から 2041年1月21日まで
第4回新株予約権	2011年12月16日	2012年1月23日	435個	普通株式 43,500株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	2012年1月24日から 2042年1月23日まで
第5回新株予約権	2012年12月21日	2013年1月23日	520個	普通株式 52,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	2013年1月24日から 2043年1月23日まで
第6回新株予約権	2014年2月20日	2014年3月10日	360個	普通株式 36,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	2014年3月11日から 2044年3月10日まで

	発行決議 の日	新株予約権 の割当日	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の発行価格	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権の 権利行使期間
第7回 新株予約権	2014年 12月19日	2015年 1月30日	360個	普通株式 36,000株	1株当たり 1,034.61円	1株当たり 1円	2015年1月31日から 2045年1月30日まで
第8回 新株予約権	2015年 12月18日	2016年 1月28日	455個	普通株式 45,500株	1株当たり 664.76円	1株当たり 1円	2016年1月29日から 2046年1月28日まで
第9回 新株予約権	2016年 12月16日	2017年 1月30日	455個	普通株式 45,500株	1株当たり 688.69円	1株当たり 1円	2017年1月31日から 2047年1月30日まで
第10回 新株予約権	2017年 12月22日	2018年 1月24日	465個	普通株式 46,500株	1株当たり 693.60円	1株当たり 1円	2018年1月25日から 2048年1月24日まで
第11回 新株予約権	2018年 12月21日	2019年 2月1日	560個	普通株式 56,000株	1株当たり 397.64円	1株当たり 1円	2019年2月2日から 2049年2月1日まで
第12回 新株予約権	2019年 12月20日	2020年 2月3日	705個	普通株式 70,500株	1株当たり 196.55円	1株当たり 1円	2020年2月4日から 2050年2月3日まで
第13回 新株予約権	2020年 12月18日	2021年 2月1日	680個	普通株式 68,000株	1株当たり 132.02円	1株当たり 1円	2021年2月2日から 2051年2月1日まで
第14回 新株予約権	2021年 12月17日	2022年 2月1日	720個	普通株式 72,000株	1株当たり 191.83円	1株当たり 1円	2022年2月2日から 2052年2月1日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件（第14回を除く）

以下の①、②、③、④、⑤、⑥または⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）

⑦特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	執行役員（取締役兼執行役員を除く）
第14回新株予約権	1名 30個

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第14回新株予約権	2021年12月17日	2022年2月1日	30個	普通株式 3,000株	1株当たり 191.83円	1株当たり 1円	2022年2月2日から 2052年2月1日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件
上記(1)の(注) 1. と同じです。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

②企業価値向上のための取組み

当社は当社グループ全体を対象とした2021年度から2024年度までの4ヶ年間の事業再構築計画を策定しております。当社グループの中核事業である新造船事業においては、徹底的なコスト削減に取り組むとともに、環境対応船などの次世代船舶への取組みを加速しております。また、当社グループの強みでもある修繕船事業においては、連結子会社である函館どつく株式会社および佐世保重工業株式会社の連携強化による収益拡大を目指しております。なお、佐世保重工業株式会社においては、2022年1月に新造船の最終船の引き渡しを完了し、修繕船事業および機械事業への経営資源の再配分を実施するなど、抜本的な事業再構築を推し進めております。事業ポートフォリオの最適化・経営資源再配分による収益安定化を図るため修繕船事業を中心に新造船の需要変動に対応する船主業への取組みや鉄構・機械事業など非造船事業の強化を図るとともに新造船事業における勝ち残り戦略を策定し、受注戦略とコスト競争力向上を柱に品質・調達や研究開発等においても強化する方針です。

③コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、CSR委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場合で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場合でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることでできることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

また、気候変動対策や人権保障に関する企業の社会的責任を鑑みて、2021年12月に内部統制・コンプライアンス委員会を改組してCSR委員会を設置しました。CSR委員会の活動を通じて、当社は社会的課題の解決に取り組んでまいります。

さらに、2022年5月に取締役会の付属機関として、指名・報酬委員会を設置しました。当社の指

名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針の詳細については、2020年5月22日付「当社株式等の大量取得に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>）

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(イ) 株主意思を重視するものであること

(ウ) 独立委員会による判断の重視と情報開示

(エ) 合理的な客観的要件の設定

(オ) 第三者専門家の意見の取得

(カ) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 19社

主要な連結子会社の名称

佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社

なお、当連結会計年度において、持分法適用会社であった株式会社伊万里鉄鋼センターの持分を追加取得したことにより、持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社つくもサービスは当社グループ内の組織再編により消滅しております。

非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

非連結子会社は小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 3社

主要な持分法を適用した関連会社の名称

函館ポートサービス株式会社

なお、当連結会計年度において、持分法を適用していない関連会社であった函館ポートサービス株式会社の重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結子会社数及び関連会社数

非連結子会社数 1社

関連会社数 1社

伊万里湾ポートサービス株式会社

これらの持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼさず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社14社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。連結子会社のうち決算日が7月31日の会社1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券

満期保有目的の債券…………… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(イ) デリバティブ取引により

生じる債権及び債務…………… 時価法

(ウ) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品…………… 主として個別法

原材料及び貯蔵品…………… 主として移動平均法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

(イ)無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ウ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

(ウ)工事損失引当金……………当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(エ)役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(オ)特別修繕引当金……………船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。

(カ)環境対策引当金……………PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

(ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。

(ウ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物および舶用機械の製造販売ならびに船舶の修繕を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の処理方法

(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……………デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(ウ)ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(エ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(オ)その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(1) 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

② 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の売上高は1,198百万円、売上原価は1,301百万円増加し、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失はそれぞれ103百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は560百万円増加しております。

③ 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用しております。

② 遡及適用をしなかった理由等

時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

③ 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類の主な項目に対する影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業区分				合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	51,029	8,586	2,706	1,774	64,095
一時点で移転される財又はサービス	5,948	6,683	3,116	3,581	19,328
外部顧客への売上高	56,977	15,269	5,822	5,355	83,423

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

新造船事業は各種船舶の製造販売、修繕船事業は各種船舶の修繕および解体、鉄構・機械事業は鉄鋼構造物およびクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。その他事業は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

① 新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業

新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業においては、請負工事契約を顧客と締結しております。当該契約には、当社グループの履行により別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、履行が完了した部分について対価を收受する強制力のある権利を当社グループが有することから、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれております。一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。工事進捗度はインプット法を用いており、期末日までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して契約ごとに算定しております。

② その他事業

海運業については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

卸売等の物品の販売については、顧客の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、当該物品の検収時点で収益を認識しております。原則として、代理人として整理される取引はありません。

契約は実質的な取引単位とするため、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率で配分することとしております。契約履行に伴い発生する損害賠償金など、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合は、最頻値法により当該部分を見積もった上で収益を減額することとしております。

取引の対価は、工事契約については契約条件に従い、契約期間中に段階的に受領し、履行義務をすべて充足した時点で全額を受領しております。役務の提供および卸売等の物品の販売については履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。いずれも重要な金融要素は含んでおりません。

また、当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しておりますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務としては区別せず、保証工事引当金として認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,132	5,674
契約資産	32,540	19,035
契約負債	6,514	25,082

当社グループでは、進行中の請負工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは4,873百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。なお、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	90,553
1年超	53,136
合計	143,689

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業	
外部顧客への売上高のうち	51,029
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

新造船事業においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度はインプット法により測定しており、契期末日までに発生した実績原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて契約ごとに見積もっております。新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、見積工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があり、工事進捗度がその影響を受ける可能性があります。

見積工事原価総額は材料費、労務費及び経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費及び経費は将来の原価低減施策の効果の実現度合や工程の進捗状況の良否に依存することから、一定の仮定をおいて見積もっております。

材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定をおいて見積もっており、また労務費及び経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画等を実現可能性の高い原価低減策の効果を加味して見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、原材料価格の高騰など将来の不確実な経済条件の変動や生産計画の変更、原価低減の未達等により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 工事損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
工事損失引当金	10,821

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

決算日時点の手持工事の工事原価総額を見積り、見積工事原価総額が受注金額を超える金額のうち、未発生原価に対応する金額について、工事損失引当金を計上するとともにその繰入額を売上原価に含めて処理しております。

見積工事原価総額は材料費、労務費及び経費で構成されますが、(1)で記載のとおり、材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定において見積もっており、また労務費及び経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画に実現可能性の高い原価低減策の効果を加味して見積もっております。

また、新造船事業において、受注金額はほぼ米ドル建てであるため為替レート変動の影響を受けます。将来の為替レートについて期末日における水準から大きく変動しないとの仮定において見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、為替レートの変動など将来の不確実な経済条件の変動が生じた場合や(1)に記載した要因により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の工事損失引当金の計上が必要になるなど、認識する工事損失引当金及び売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業	
有形固定資産	16,713
無形固定資産	202

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他の事業を営むため、建物及び構築物、ドック船台、機械装置及び運搬具、船舶、土地などの資産を保有しており、事業用資産のグルーピングは地域性を考慮した事業別単位としております。

当連結会計年度においては、当社および当社の連結子会社である函館どつく株式会社における新造船事業について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候を識別しております。固定資産の減損損失の認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを次のように見積もっております。

新造船事業の将来キャッシュ・フローは、承認された中期経営計画を基礎とし、新造船の船価は既受注船については受注額、未受注船については主に市場における過去の船価平均を統計的に算定した価額で受注するとの仮定に基づき算定しており、船価が外貨建ての場合における為替レートは、過去の為替相場の趨勢を考慮した平均レートを用いて算定しております。また、材料費は過去の価格の趨勢を考慮した平均価格を用いて算定しており、労務費及び経費は直近の実績を基礎として、実現可能性が高い原価低減効果を加味して算定しております。なお、今後建造を計画するLNG燃料船等の環境対応船、高付加価値船の船価は、現在の市場価格を基礎に環境対応の次世代船としての付加価値を考慮して見積もった船価で受注するとの仮定に基づき算定しており、材料費は追加で要する材料等を算定時点における調達可能な価額を把握して算定し、労務費及び経費は作業毎に細分化して追加で要する工数を合理的に算定しております。

なお、船舶の供給過剰問題や環境規制強化への対応、新型コロナウイルス感染症などの影響により新造船事業を取り巻く環境は非常に厳しく推移する中で、足元では新型コロナウイルス感染症拡大による新造船需要への悪影響は緩和され、新造船需要や船価水準は改善傾向にあるものと想定しておりますが、将来キャッシュ・フローの構成要素のうち、船価、為替レート、材料費の算定にあたり、過去の好・不況のサイクルの趨勢を考慮した平均値とすることにより見積りに反映しております。

主要な資産は土地であるため将来キャッシュ・フローの見積期間を20年としており、中期経営計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値に、それまでの計画

に基づく趨勢を踏まえ、将来戦略を織り込んだ生産・受注計画を用いて見積もっております。

その結果、当社および函館どつく株式会社における新造船事業については、割引前将来キャッシュ・フローの金額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断いたしました。

当該見積り及び当該仮定について、為替レート、原材料価格などの将来の不確実な経済条件の変動や新造船事業を取り巻く環境の変化による船価や受注隻数の変動、中期経営計画に織り込まれた原価低減の未達等により将来キャッシュ・フローの見直しが必要となり、見直し後のキャッシュ・フローの金額が帳簿価額を下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	564百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	10,974百万円
建物及び構築物	1,099百万円
ドック船台	1,164百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
船舶	3,285百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	7,615百万円
投資有価証券	624百万円
合計	25,325百万円

担保に係る債務の金額

契約負債	4,407百万円
短期借入金	5,833百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	5,506百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

111,814百万円

(3) 財務制限条項

当座貸越契約の一部について、各年度の決算期における連結子会社である函館どつく株式会社単体および当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。また、コミットメントライン契約について、各年度の決算期における当社単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項には抵触していません。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 退職給付制度終了益

当連結会計年度において、当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社および同社子会社の社員を対象とした希望退職者の募集を行い、応募者が確定いたしました。これに伴い、本希望退職は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（企業会計基準適用指針第1号）」の大量退職に該当するため退職給付制度の終了の会計処理を実施し、退職給付制度終了益を計上しております。

(2) 段階取得に係る差損

当社の持分法適用会社であった株式会社伊万里鉄鋼センターの完全子会社化に伴い発生したものであります。

(3) 早期退職関連費用

当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社および同社子会社の社員を対象とした希望退職応募者の確定により発生が見込まれる割増退職金や再就職支援サービスに伴う費用であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 69,099,551株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度における新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 720,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業を行うため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別別別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取

引を行い、経営管理部において残高照合等を行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

(ウ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注)を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等、設備関係支払手形、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	14,839	14,839	—
(2) 長期貸付金（1年以内回収予定を含む）	35	37	2
資産計	14,874	14,876	2
(1) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	8,617	8,626	9
(2) リース債務	744	724	△20
負債計	9,361	9,350	△11
デリバティブ取引(※)	△372	△372	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	981

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,839	—	—	14,839
資産計	14,839	—	—	14,839
デリバティブ取引				
通貨関連	—	372	—	372
負債計	—	372	—	372

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年以内回収予定を含む）	—	37	—	37
資産計	—	37	—	37
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	8,626	—	8,626
リース債務	—	724	—	724
負債計	—	9,350	—	9,350

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金(1年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定を含む)及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	534円32銭
(2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失金額	121円88銭

10. 減損損失に関する注記

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
長崎県佐世保市	遊休資産	建物及び構築物	73
		機械装置及び運搬具	3
		土地	4
	その他の資産	機械装置及び運搬具	10
ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	事業用資産	ソフトウェア	8
	合計		98

(グルーピングの方法)

事業用資産については地域性を考慮した事業別単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位で、本社設備等の共用資産についてはより大きな単位でグルーピングしております。

(経緯)

当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社において、一部の遊休資産について将来の使用見込みがないため、その他の資産で将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、減損損失を認識し、回収可能価額まで減額いたしました。

また、当社の連結子会社であるエヌウェーブ ベトナム社において清算決議を行ったため、減損損失を認識し、事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により算定し、実質的な処分価値を考慮して零としております。

11. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により

生じる債権及び債務……………時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品……………個別法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

機械及び装置 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金……………当期末手持受注工事のうち損失が現実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

- ④退職給付引当金……………従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、翌期から費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑤債務保証損失引当金……………関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑥関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
当社は、船舶および鉄鋼構造物の製造販売を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。請負工事契約に関して、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6)ヘッジ会計の処理方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引
(為替予約取引、金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

③ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

⑤その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(1) 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

② 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の売上高は974百万円、売上原価は868百万円増加し、営業損失、経常損失および税引前当期純損失はそれぞれ106百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は121百万円増加しております。

③ 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用しております。

② 遡及適用をしなかった理由等

時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

③ 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類の主な項目に対する影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
新造船事業	
外部顧客への売上高のうち	51,110
一定期間にわたり移転される財又はサービス	

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度」に記載した内容と同一であります。

(2) 工事損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
工事損失引当金	8,590

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(2) 工事損失引当金」に記載した内容と同一であります。

(3) 固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
新造船事業	
有形固定資産	6,904
無形固定資産	187

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、新造船事業、鉄構事業、その他の事業を営むため、建物、構築物、ドック船台、機械及び装置、車両運搬具、土地などの資産を保有しており、事業用資産のグルーピングは各事業単位としております。

当事業年度においては、新造船事業について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候を識別しております。固定資産の減損損失の認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを次のように見積もっております。

新造船事業の将来キャッシュ・フローは、承認された中期経営計画を基礎とし、新造船の船価は既受注船については受注額、未受注船については主に市場における過去の船価平均を統計的に算定した価額で受注するとの仮定に基づき算定しており、船価が外貨建ての場合における為替レートは、過去の為替相場の趨勢を考慮した平均レートを用いて算定しております。また、材料費は過去の価格の趨勢を考慮した平均価格を用いて算定しており、労務費及び経費は直近の実績を基礎として、実現可能性が高い原価低減効果を加味して算定しております。なお、今後建造を計画するLNG燃料船等の環境対応船、高付加価値船の船価は、現在の市場価格を基礎に環境対応の次世代船としての付加価値を考慮して見積もった船価で受注するとの仮定に基づき算定しており、材料費は追加で要する材料等を算定時点における調達可能な価額を把握して算定し、労務費及び経費は作業毎に細分化して追加で要する工数を合理的に算定しております。

なお、船舶の供給過剰問題や環境規制強化への対応、新型コロナウイルス感染症などの影響により新造船事業を取り巻く環境は非常に厳しく推移する中で、足元では新型コロナウイルス感染症拡大による新造船需要への悪影響は緩和され、新造船需要や船価水準は改善傾向にあるものと想定しておりますが、将来キャッシュ・フローの構成要素のうち、船価、為替レート、材料費の算定にあたり、過去の好・不況のサイクルの趨勢を考慮した平均値とすることにより見積りに反映しております。

主要な資産は土地であるため将来キャッシュ・フローの見積期間を20年としており、中期経営計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえ、将来戦略を織り込んだ生産・受注計画を用いて見積もっております。

その結果、当社の新造船事業については、割引前将来キャッシュ・フローの金額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断いたしました。

当該見積り及び当該仮定について、為替レート、原材料価格などの将来の不確実な経済条件の変動や新造船事業を取り巻く環境の変化による船価や受注隻数の変動、中期経営計画に織り込まれた原価低減の未達等により将来キャッシュ・フローの見直しが必要となり、見直し後のキャッシュ・フローの金額が帳簿価額を下回った場合、翌事業年度の計算書類において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

契約資産	10,974百万円
建物	315百万円
構築物	200百万円
ドック船台	224百万円
機械及び装置	0百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	3,810百万円
合計	15,523百万円

担保に係る債務の金額(注)

契約負債	3,843百万円
短期借入金	3,006百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	1,360百万円

(注)国内連結子会社の資産を含めた共同担保設定による当社の債務を記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

48,251百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	2,506百万円
長期金銭債権	12,383百万円
短期金銭債務	3,764百万円

(4) 保証債務

函館どつく株式会社	1,390百万円
モーニングダイダラスナビゲーション社	2,352百万円
ゴールデンバード SHIPPING 社	1,007百万円
グリーンアイランドマリタイム社	862百万円
ブルーオーシャンナビゲーション社	988百万円
合計	6,599百万円

(5) 取締役に対する金銭債務(未払役員退職慰労金)

長期金銭債務 535百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

売上高	14,350百万円
仕入高	22,472百万円
営業取引以外の取引高	4,086百万円

(2) 債務保証損失引当金戻入益

当社において負担することを想定していた関係会社への債務保証に係る損失が見込まれなくなったため、当該引当金を戻し入れたものであります。

(3) 関係会社事業損失引当金戻入益

当社において負担することを想定していた関係会社の事業に係る損失が見込まれなくなったため、当該引当金を戻し入れたものであります。

(4) 関係会社株式評価損

連結子会社である函館どつく株式会社およびエヌウェーブ ベトナム社の株式について、減損処理を行ったことによるものです。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数 普通株式 7,492株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
保証工事引当金	138
工事損失引当金	2,617
未払事業税	40
投資有価証券評価損	172
関係会社株式評価損	11,064
退職給付引当金	651
未払役員退職慰労金	166
税務上の欠損金	7,767
貸倒引当金	8
その他	851
計	23,474
評価性引当額	<u>△23,474</u>
繰延税金資産 合計	—
(繰延税金負債)	
特別償却準備金	△22
固定資産圧縮積立金	△25
投資有価証券売却益	△30
その他有価証券評価差額金	△2,491
資産除去債務	△20
繰延税金負債 合計	<u>△2,588</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,588</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	函館どつく(株)	北海道函館市	4,746 百万円	新造船事業 修繕船事業 鉄構陸機事業	90.2	4名	新造船の建造委託	新造船の建造委託	10,756	買掛金 前渡金	2,845 2,506
								新造船建造に係る材料支給	3,209	売掛金 未収入金 契約負債	6 952 158
								債務保証	1,390	—	—
								保証料の受入	3	未収収益	0
								資金の貸付 受取利息	— 39	長期貸付金 —	6,000 —
								債務の引受 受取利息	2,478 3	仮払金 電子記録債権	74 754
								新造船の建造委託	7,667	買掛金	25
モーニング グダイダ ラス ナビゲー ション社	パナマ共和国 パナマ	150 千米ドル	船舶 貸渡業	100.0	3名	新造船の販売	新造船の建造委託	7,667	買掛金	25	
							保証料の受入	8	—	—	
							資金の貸付 資金の回収 増資引受による 貸付債権の 株式化 受取利息	9,368 135 10,500 79	長期貸付金 未収収益	5,733 0	
							債務の引受 受取利息	708 4	—	—	
							新造船の ブロック製作 受託	777	—	—	
							投資有価証券 の売却	348	—	—	
							債務保証	2,352	—	—	
保証料の受入	5	—	—								
ゴールデ ンバード シッピング 社	パナマ共和国 パナマ	503 千米ドル	船舶 貸渡業	100.0	3名	新造船 の販売	債務保証	1,007	—	—	
							保証料の受入	2	未収収益	0	
グリーン アイラン ド マリタイ ム社	パナマ共和国 パナマ	10 千米ドル	船舶 貸渡業	100.0	3名	新造船 の販売	債務保証	862	—	—	
							保証料の受入	2	—	—	
ブルー オーシャ ン ナビゲー ション社	パナマ共和国 パナマ	100 千米ドル	船舶 貸渡業	100.0	3名	新造船 の販売	債務保証	988	—	—	
							保証料の受入	2	—	—	

(注) 取引条件及び取引方針の決定方針等

1. 新造船の建造委託及び新造船建造に係る材料支給は当社が一般の取引条件を勘案し決定したものであります。
2. 函館どつく㈱及び佐世保重工業㈱への貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、回収条件は返済期日に一括返済するものとしております。
3. 函館どつく㈱の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しており、また、担保を受け入れております。
4. 佐世保重工業㈱及びモーニングダイダラスナビゲーション社ならびにゴールデンバード SHIPPING 社、グリーンアイランドマリタイム社、ブルーオーシャンナビゲーション社の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。
5. 函館どつく㈱及び佐世保重工業㈱の債務の引受については、一部の資機材取引の窓口を当社に一本化したことに伴い、債務を引き受けたものであります。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
6. 佐世保重工業㈱の増資引受による貸付債権の株式化については、当社に対して有する貸付債権に対してデット・エクイティ・スワップを実行したものであります。
7. モーニングダイダラスナビゲーション社の投資有価証券の売却については、当社保有の投資有価証券を取引日の東京証券取引所の終値により、相対取引で売却したものであります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	462円84銭
(2) 1 株当たり当期純損失	105円80銭

11. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。